別紙８

注　　意

この物件は，３月まで豊岡支部に係属していた物件です。

事件番号は，当初の番号から

令和８年（ケ）第 37003 号

と変更になっておりますので，ご注意ください。

入札書には，必ずこの事件番号を記入してください。

なお，ご不明の点がありましたら，競売係までお問い合わせください。

神戸地方裁判所姫路支部競売係

入札時に提出する陳述書について

（お知らせ）

入札時には、入札書、住民票等のほか、陳述書も提出していただく必要があります（民事執行法６５条の２、民事執行規則３８条７項、３１条の２）。

入札書と共に陳述書が提出されないと、その入札は無効となります。また、陳述書の追完はできません。

陳述書の記載に不備がある場合には、入札が無効となることがありますので、記入、提出に当たっては、陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

なお、各陳述書の「陳述」欄にある「自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙（中略）のとおりです。」は、これに該当する場合のみ、□にチェックを入れてください。□にチェックが入っているのに、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない場合は、その入札は無効となります。

陳述書は、神戸地方裁判所姫路支部執行官室でお受け取りいただくか、ＢＩＴ（https://www.bit.courts.go.jp/）のホーム画面右下にある「ダウンロード」にも掲載しております。

必要書類など、ご不明な点は、神戸地方裁判所姫路支部執行官室（０７９－２８１－３５０５）までお問い合わせください。

令和　８年（ケ）第３７００３号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月１７日
神戸地方裁判所姫路支部競売係
裁判所書記官　西　　眞庸夏

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　３日から 令和　８年１２月１０日まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月１６日　午前１０時００分 神戸地方裁判所姫路支部売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月１３日　午後　１時００分 神戸地方裁判所姫路支部競売係
買受申出の保証の提供方法		下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）		☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月１７日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和８年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	13, 590, 000 10, 872, 000	一括	2, 718, 000	398, 185	0
1	3, 710, 000				
2	9, 880, 000				
備考					

令和　8年（ケ）第３７００３号

物　件　目　録

１　所　　在　　朝来市和田山町久世田字中川原

　　地　　番　　２２番１

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　５７６．２４平方メートル

２　所　　在　　朝来市和田山町久世田字中川原２２番地１

　　家屋　番号　　２２番１

　　種　　類　　店舗・居宅

　　構　　造　　鉄骨造瓦葺３階建

　　床　面　積　　１階　　１５６．０５平方メートル
　　２階　　１３６．９４平方メートル
　　３階　　８０．６１平方メートル

令和　8年（ケ）第３７００３号

物　件　明　細　書

令和　8年　7月　3日
神戸地方裁判所姫路支部競売係
裁判所書記官　平　尾　良　子

1　不動産の表示
【物件番号1，2】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1，2】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号2】
有限会社竹田屋が本件建物の１階及び２階を占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。３階部分につき、本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
なし

《注　　意　　書》

1　本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5　各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　８年（ケ）第３７００３号

物　件　目　録

１　所　　在　　朝来市和田山町久世田字中川原

　　地　　番　　２２番１

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　５７６．２４平方メートル

２　所　　在　　朝来市和田山町久世田字中川原２２番地１

　　家屋　番号　　２２番１

　　種　　類　　店舗・居宅

　　構　　造　　鉄骨造瓦葺３階建

　　床　面　積　　１階　　１５６．０５平方メートル
　　２階　　１３６．９４平方メートル
　　３階　　８０．６１平方メートル

令和８年(ケ)第３７００３号
令和８年６月１日受理
令和８年６月26日提出

現況調査報告書

神戸地方裁判所姫路支部
執行官　永　沼　孝　啓

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

令和　８年（ケ）第３７００３号

物　件　目　録

１　所　　在　　朝来市和田山町久世田字中川原

　　地　　番　　２２番１

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　５７６．２４平方メートル

２　所　　在　　朝来市和田山町久世田字中川原２２番地１

　　家屋　番号　　２２番１

　　種　　類　　店舗・居宅

　　構　　造　　鉄骨造瓦葺３階建

　　床　面　積　　１階　　１５６．０５平方メートル
　　２階　　１３６．９４平方メートル
　　３階　　８０．６１平方メートル

（土地・建物用）

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	朝来市和田山町久世田２２番地１
土地	物件１
現況地目	■宅地（物件１）　□公衆用道路（物件）　□（物件）
形状	■公図のとおり　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者　□その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し，占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	
建物	物件２
種類，構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者　■その他の者（有限会社竹田屋） 上記の者のうち、有限会社竹田屋が本建物の１階及び２階を店舗として使用しており、建物所有者が本建物の３階を住居として使用している ■有限会社竹田屋の占有権原は執行官の意見のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある　地方裁判所支部　令和年()第号 保管開始日　令和年月日
土地建物の位置関係	■建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■債務者	1　本件建物の１階と２階で有限会社竹田屋が焼肉店を経営しており、３階部分は私が管理しています。 2　私は有限会社竹田屋の代表者です。 3　有限会社竹田屋は無償で１階と２階を使用しています。 4　本件建物を建てた当時、本件土地は私の父が所有していましたが、父との間で賃料の授受はありませんでした。 5　建物の状態について、雨漏りや水漏れ等の不具合は特にないと思いますが、３階で猫を１０匹飼っていたため、猫による汚損等があります。そのため３階の浴室以外は使用していません。 6　３階の和室や押入れに雨漏りの跡があるのではないかと執行官から指摘を受けましたが、これは飼っていた猫が屋根裏などでした排尿の跡です。 7　１階と２階にあるダムウェーターは現在も使用できます。 8　上記のとおり、以前は猫を飼っていましたが、現在は飼っていません。 9　境界等に関し、近隣とトラブルはありません。 １０　隣地との間にグレーチングを設置していますが、この部分は県の許可を得て使用しています。隣地には市が所有している土地もあるとのことですが、市への手続きはしていません。
■朝来市役所建設課 （書面回答要旨）	市が所有する地番２１－２、２２－６の土地の一部にグレーチングを設置する場合には占用許可が必要ですが、現在、使用許可はありません。 地番２２－６から本件土地への進入路については市道管理となり、地番２１－２と本件土地との境界付近については国道３１２号線管理となります。 なお、占用料は免除です。
■養父土木事務所 （書面回答要旨）	県が所有する地番２２－５の土地の一部にグレーチングを設置する場合には占用許可が必要であり、債務者は許可を受けて無料で設置しています。 期限は令和１２年３月３１日までであり、更新予定日は同年４月１日から占用期間５年間になります。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

1　本件土地の形状等は、現地調査の結果から、２枚目記載のとおりと認められ、土地の周辺には一部境界標識と思われる地籍調査に関する金属鋲が確認できた。

また、本件土地の北側と西側の溝には、一部グレーチングが設置されており、その占用許可の関係については関係人の陳述参照のこと。

2　本件建物の占有状況等は、関係人の陳述及び立入調査の結果から、２枚目記載のとおりと認められ、有限会社竹田屋の占有権原は使用借権と認めた。

3　建物の状態は、壁に亀裂が複数確認できたほか、関係人の陳述のとおり、３階部分は猫によるものと思われる壁や床（畳）などの汚損が顕著であることや天井や押入れの中も排尿の跡と思われる染みが確認できたこと、動物臭が強く認められたことなどから、管理状況は不良である。

また、本件建物の南側には物置が取り付けられており、この部分は工作物と認めた。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

調　査　の　経　過

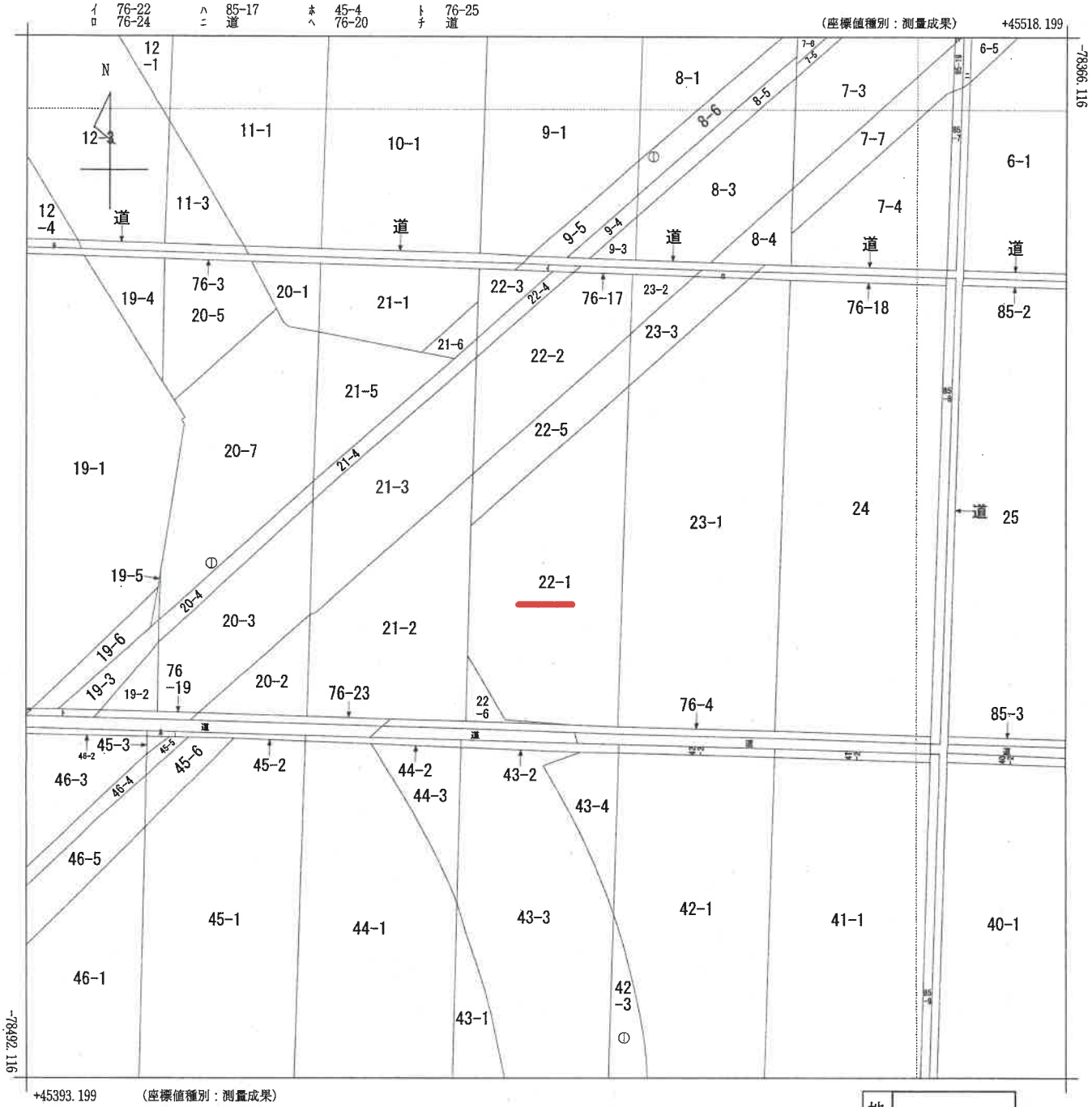
調 査 の 日 時	調査の場所等	調査の方法等
令和８年６月１日　（月） ～	執行官室	朝来市役所・養父土木事務所に照会書送付
令和８年６月４日　（木） 11:29 ～　11:48	神戸地方法務局八鹿出張所	公図等閲覧及び登記事項証明書交付申請
令和８年６月４日　（木） 12:27 ～　12:55	物件所在地	物件確認、物件調査、写真撮影、立入調査期日通知書交付
令和８年６月２２日　（月） 13:10 ～　13:55	物件所在地	物件調査、立入調査、写真撮影、債務者兼所有者と面談、評価人を同行
～		
～		
～		
～		

（特記事項）
□　令和年月日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので，立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□　令和年月日
目的物件は不在で施錠されていたので，立会人Ａを立ち会わせ，技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□　令和年月日
休日・夜間執行許可の提示をした。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり



地番区域見出	和田山町久世田字中川原

請求部分	所在	朝来市和田山町久世田字中川原			地番	22番1		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	V	分類	地図(法第１４条第１項)	種類	地籍図
作成年月日	平成24年2月			備付年月日(原図)	平成26年8月21日	補記事項			

本図面はＡ３版をＡ４版に縮小したものである

請求番号：6-1
(1/1)

公用

公用

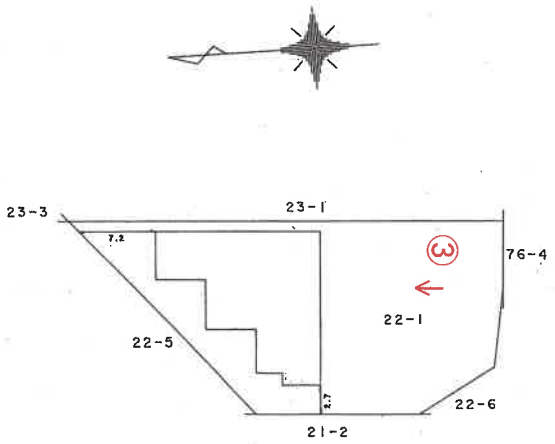
登記年月日：平成12年3月15日

各階平面図

[redacted]

家屋番号	22番1
建物の所在	朝来市和田山町 朝来郡和田山町久世田字中川原22番地1

建物図面 1/2
各階平面図



H 12、3、15

作製者	[redacted]	縮尺	1/

平 3月 14日作製

(旭印刷請)

申請人	[redacted]	縮尺	1/500

321702

写真撮影位置方向

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

7枚目

請求番号：6-2

(1/2)

公用

登記年月日：平成12年3月15日

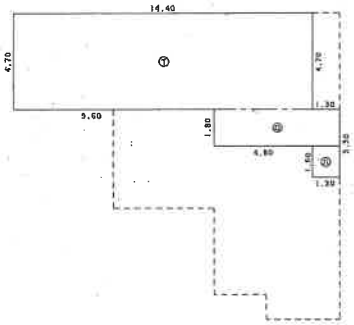
各階平面図

[redacted]

家屋番号	22番1
建物の所在	朝来市和田山町久世田字中川原22番地1

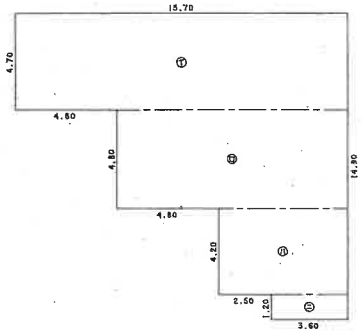
建物図面 2/2
各階平面図

3階



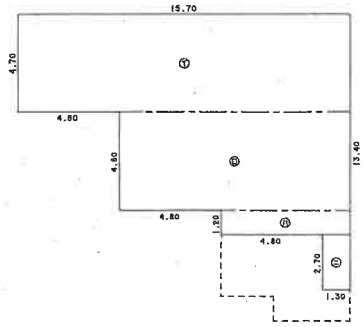
求積表		
㋐	4.70 × 14.40 =	67.6800
㋑	1.80 × 6.10 =	10.9800
㋒	1.50 × 1.30 =	1.9500
合計		80.6100
床面積		80.61 ㎡

1階



求積表		
㋐	4.70 × 15.70 =	73.7900
㋑	4.80 × 10.90 =	52.3200
㋒	4.20 × 6.10 =	25.6200
㋓	1.20 × 3.60 =	4.3200
合計		156.0500
床面積		156.05 ㎡

2階



求積表		
㋐	4.70 × 15.70 =	73.7900
㋑	4.80 × 10.90 =	52.3200
㋒	1.20 × 6.10 =	7.3200
㋓	2.70 × 1.30 =	3.5100
合計		136.9400
床面積		136.94 ㎡

H 12. 3. 15

作製者	[redacted]	縮尺	1/250
	平成 3月 14日作製)		

申請人	[redacted]	縮尺	1/250

(加印削除)

321703

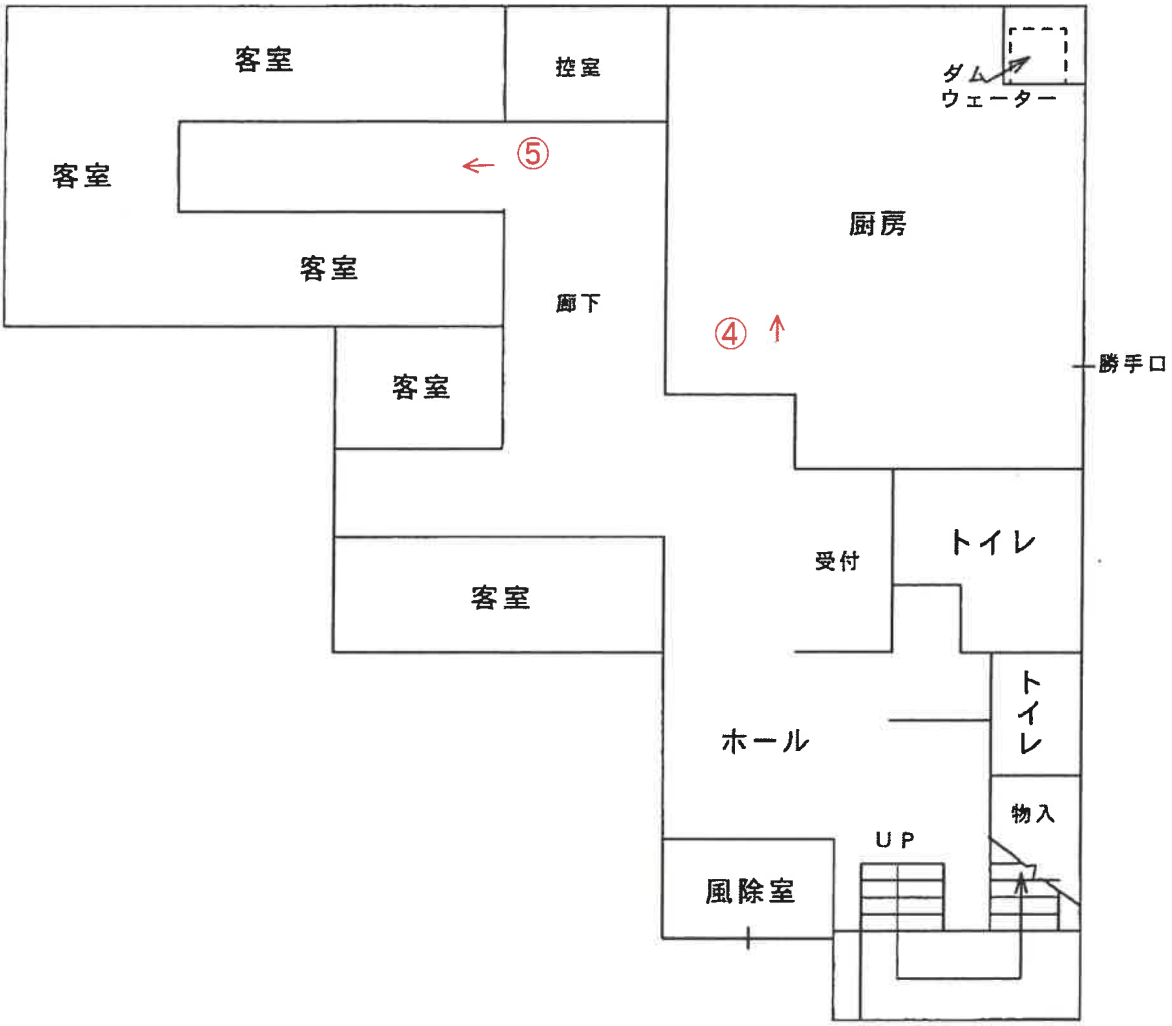
8枚目

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

請求番号：6-2

(2/2)

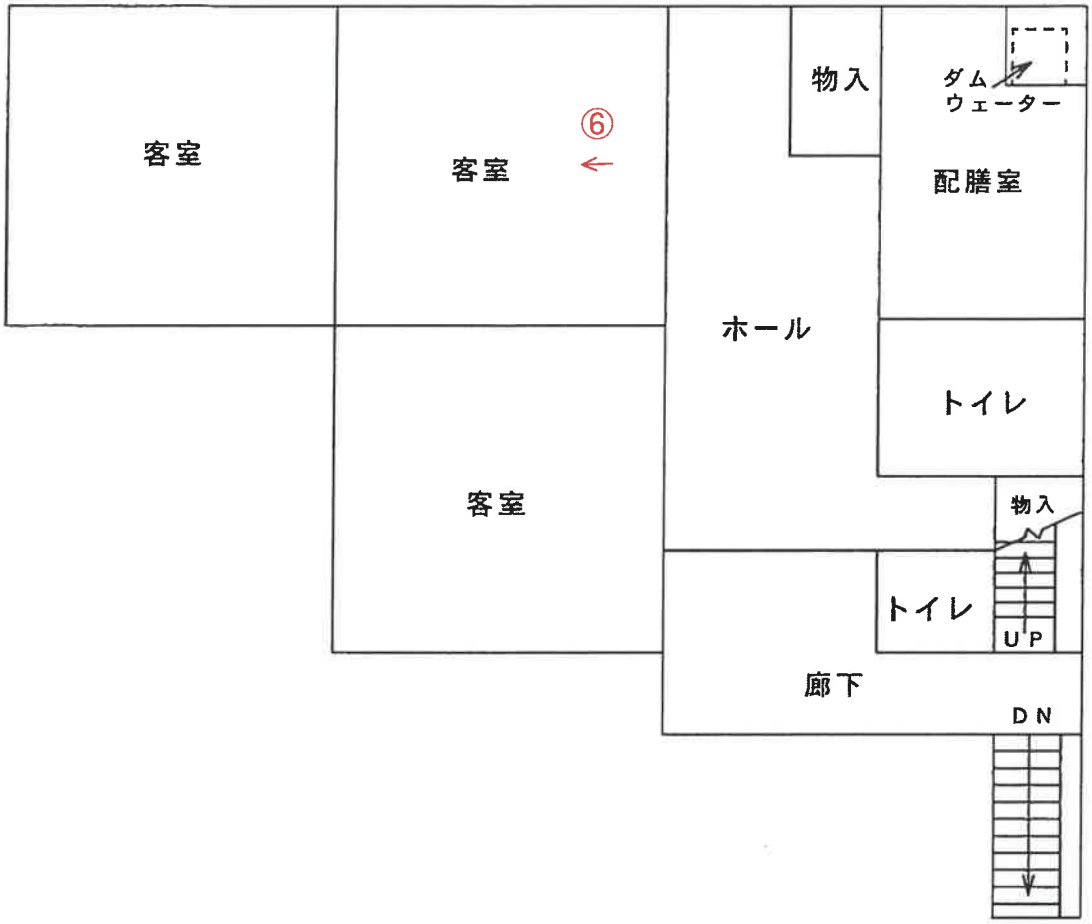
1階



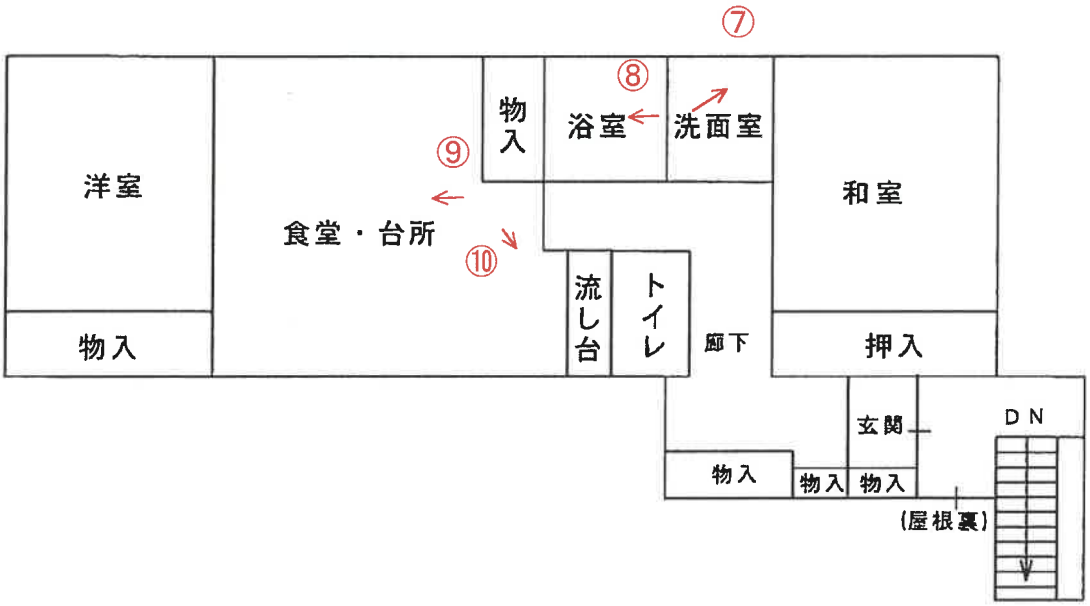
建物間取略図

写真撮影位置方向

2階



3階



建物間取略図

写真撮影位置方向



No. 1

本件建物



No. 2

本件建物

グレーチング設置個所の一部



No. 3

物置（工作物）



No. 4



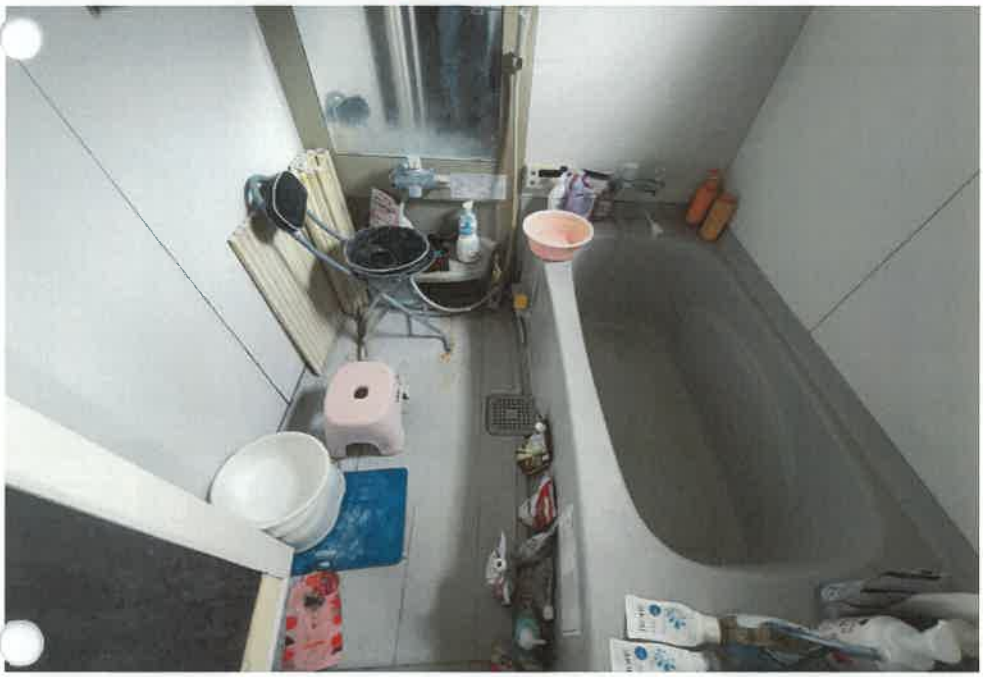
No. 5



No. 6



No. 7



No. 8



No. 9



No. 10

No.

No.

令和 8 年 （ケ） 第 37003 号
令和 8 年 6 月 22 日現地調査
令和 8 年 6 月 28 日評　　価

神戸地方裁判所
姫路支部　御中

評　　価　　書

評価人　　不動産鑑定士

橋本　明人

第１　評価額

一　括　価　格	
金13,590,000円	
内　訳　価　格	
物件１（土地）	金3,710,000円
物件２（建物）	金9,880,000円

１　一括価格は、物件１・２の各不動産について、一括売却（民事執行法６１条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。

２　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

３　物件１の内訳価格は物件２のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件２の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
　したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在 地番 地目 地積	物件目録記載のとおり	
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	物件目録記載のとおり	
	特記事項		
	特にはなし		

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等　(物件１)

位置・交通	ＪＲ線　竹田駅の南西方　約1ｋｍ（道路距離） （附属資料位置図参照）	
付近の状況	農地、店舗等がみられる	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域内未指定 指定なし 60％ 200％ 防火指定なし 宅地造成等工事規制区域
画地条件	登記記載数量576.24㎡の不整形地	
接面道路の状況	北西側から西側　約19・15m国道　　南西側　約15m市道 なお、南側の地番76番4は登記地目：用悪水路で、さらにその南側に未舗装の狭い道路が見られたが、当該道路は建築基準法上の道路か否かは未判定である。	
土地の利用状況等	物件１は物件２建物の敷地	
供給処理施設	上水道　　あり ガス配管　　なし 下水道　　特記事項のとおり (注) 供給処理施設における「あり」・「なし」とは対象物件の前面道路に引込み可能な該当施設の本管が通っている・通っていない状態にあることをいう。	
土壌汚染等	土壌汚染の可能性について特段の情報は得られなかったが、その有無及び内容について確実な情報を得るには専門調査機関による土壌汚染状況調査を要する。	
特記事項	・市上下水道課担当によると、物件地の南西から西側の道路に下水道(コミュニティ・プラント)の本管は通っているが、本件物件土地には引込みは無いとのことである。 ・兵庫県C.G.ハザードマップによれば、家屋倒壊等氾濫区域、洪水浸水想定区域(想定最大規模)の浸水深：3.0m～5.0mである。 ・物件地の出入りに一部グレーチングが設置されており、その占用許可の関係は現況調査報告書の関係人の陳述をご参照。	

2　　建物の概況及び利用状況等　　(物件２)

区　　分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）　　平成12年3月9日 新築 経過年数　　26 年程度 経済的残存耐用年数　　10 年程度
仕　　様	構　造　：　鉄骨造 屋　根　：　瓦葺 外　壁　：　吹付等 内　壁　：　クロス壁等 天　井　：　クロス等 床　　：　フローリング等 設　備　：　特にない その他：　特にない
床面積（現況）	目的物件記載のとおり
現況用途等	現況用途：　店舗・居宅 間取り：附属資料建物間取略図のとおり
品　　等	普通
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
特記事項	・石綿使用等の有無 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・３階部分について、猫によるものと思われる傷や汚損が著しく、天井等に排尿の痕と思われるシミがみられ、動物臭が強く感じられた。 ・壁に亀裂が複数みられた。 ・南側に物置が取り付けられていた。

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

(1)　建付地価格（物件１）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番　号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地　積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格（円） ア×イ×ウ×エ
1	18,400	0.90	576.24	0.90	8,590,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査　(朝来(県) 5-1)

公示価格等(円/㎡) 時点修正　標準化補正　地域格差　標準画地価格(円/㎡)

47,400 × 99/100 × 100/102 × 100/250 ≒ 18,400

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇標準化補正：角地等（1.02）

◇地域格差：　街路条件　接近条件　環境条件　行政条件　格差率

100/100 × 100/100 × 100/250 × 100/100 ≒ 100/250

イ 個別格差：形状等（0.90）

ウ 地　積：登記記載数量

エ 建付減価：建物と敷地との適応性、建物と環境との適合性の考慮

(2)　建物価格（物件２）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番　号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格（円） ア×イ×ウ
2	240,000	373.60	0.22	19,730,000

ウ 現価率

経過年数26年、経済的残存耐用年数10年、経済的全耐用年数36年、残価率5％の耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

現価率＝｛残価率5％＋(1－0.05)×(経済的残存耐用年数/経済的全耐用年数)｝

×(1－観察減価0.3)≒0.22

2　評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1)　土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	8,590,000	0.10	敷地占有利益	860,000

(2)　内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格(円) ア	土地利用権等価格の控除及び加算(円) イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額(円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	8,590,000	-860,000		0.80	0.60	3,710,000
2	19,730,000	+860,000	1.00	0.80	0.60	9,880,000
一括価格（合計）						13,590,000

ウ 占有減価修正：　必要なし

エ 市場性修正：　立地における建物の用途性(住宅付店舗)等

オ 競売市場修正：　評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第６　参考価格資料

１　地価公示価格等　（朝来(県)5-1）

所　　在　：　朝来市和田山町枚田字池寺７９４番１外
価　　格　：　47,400円/㎡
位　　置　：　ＪＲ線「和田山」駅より道路距離2ｋｍ
価格時点　：　令和７年７月１日
地　　積　：　1,045㎡
供給処理施設　：　水道、下水
接面街路　：　北西側幅員16.5m国道、南西側道
用途指定等　：　準住居地域（建ぺい率60％，容積率200％）
地域の概要　：　店舗、事務所等が建ち並ぶ郊外の路線商業地域

２　固定資産税評価額（令和8年度）

物件１：　6,838,816円
物件２：　23,654,749円

第７　附属資料

１　対象不動産等の所在位置略図
２　公図写
３　建物図面・各階平面図写
４　建物間取略図
５　現況写真

以　上

令和　８年（ケ）第３７００３号

物　件　目　録

１　所　　在　　朝来市和田山町久世田字中川原

　　地　　番　　２２番１

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　５７６．２４平方メートル

２　所　　在　　朝来市和田山町久世田字中川原２２番地１

　　家屋　番号　　２２番１

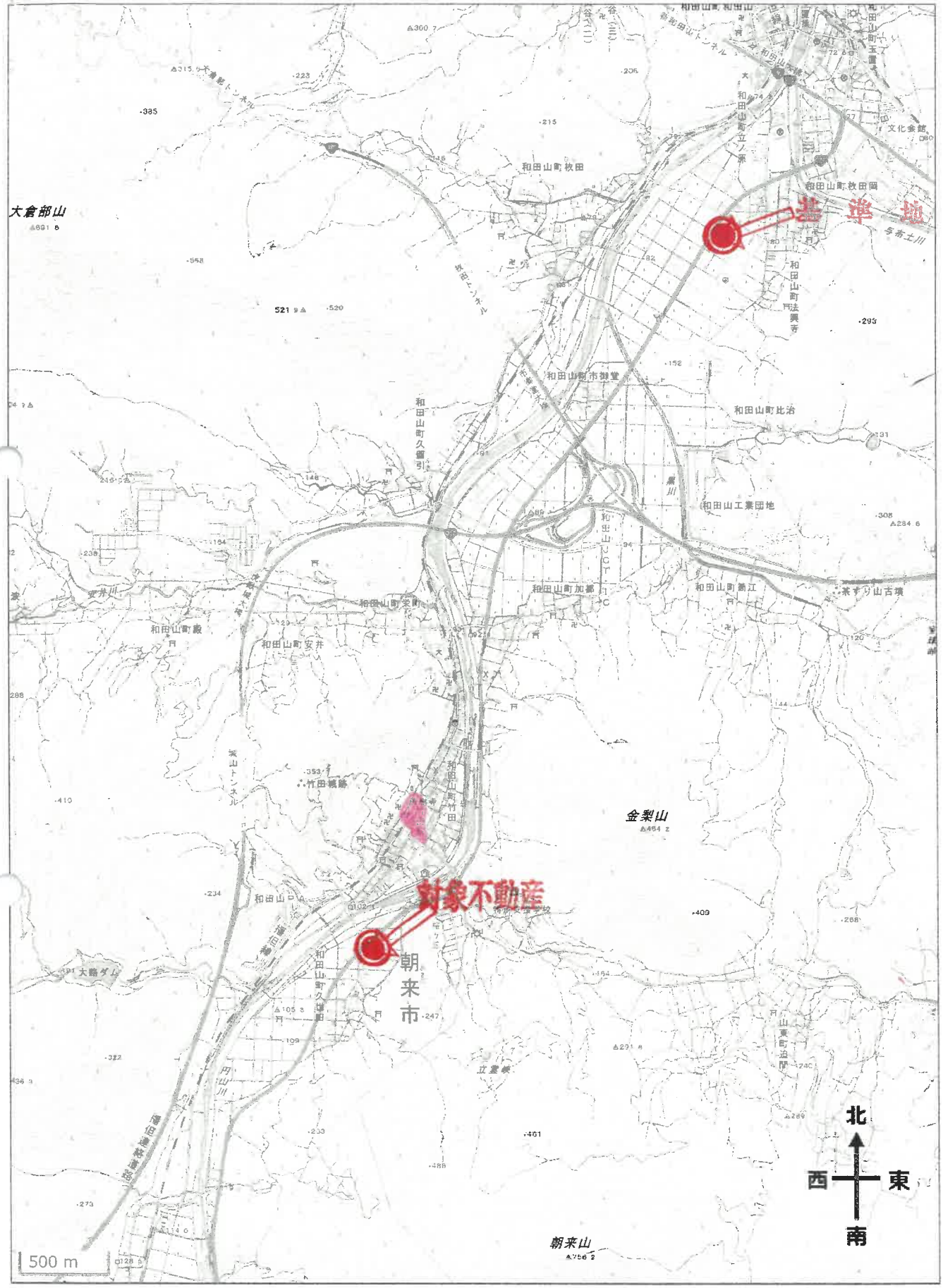
　　種　　類　　店舗・居宅

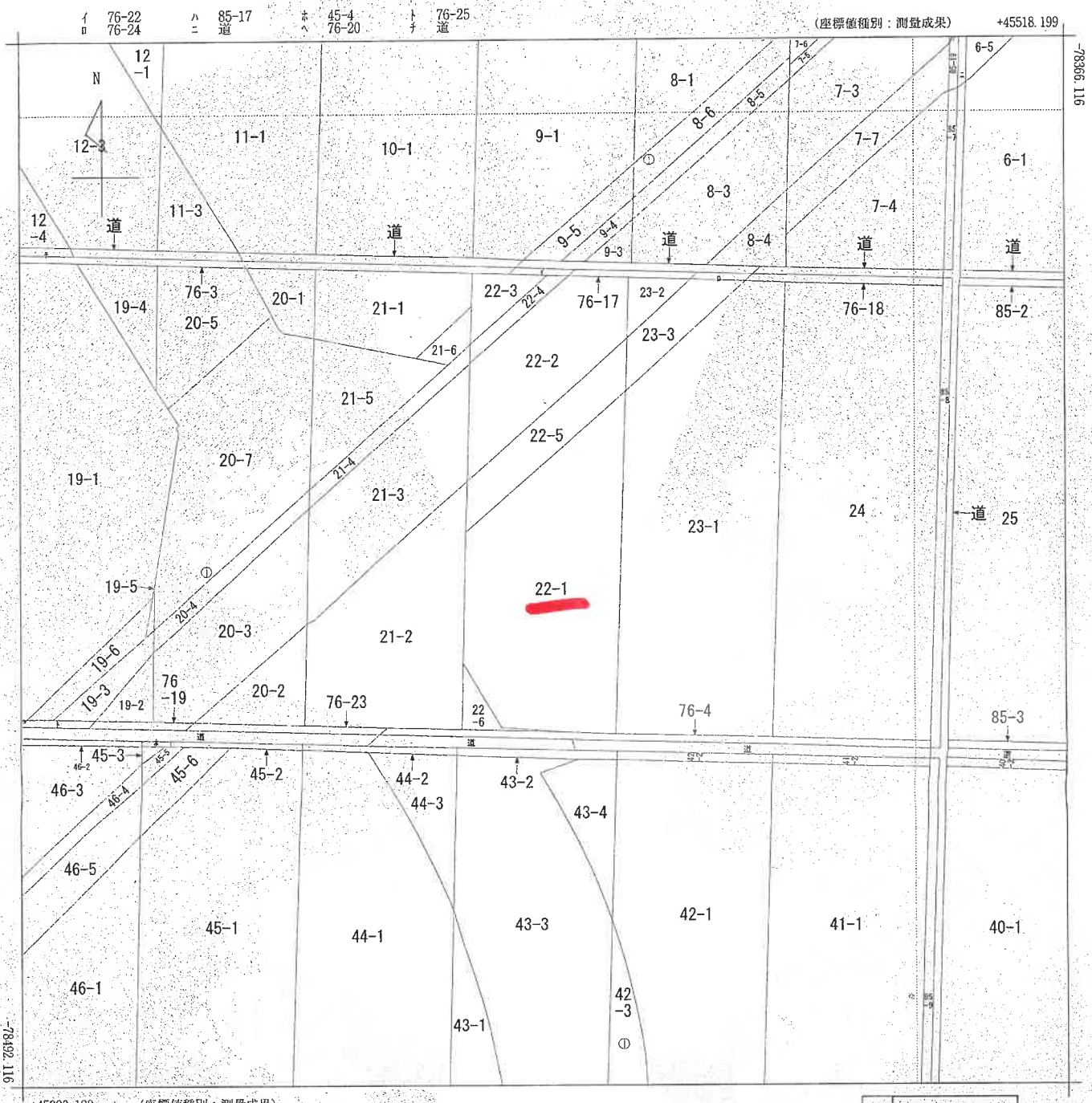
　　構　　造　　鉄骨造瓦葺３階建

　　床　面　積　　１階　　１５６．０５平方メートル
　　２階　　１３６．９４平方メートル
　　３階　　８０．６１平方メートル

地理院地図
GSI Maps

※対象不動産等の所在位置略図(国土地理院地図を基に加筆・作成)





地番区域見出	和田山町久世田字中川原

請求部分	所在	朝来市和田山町久世田字中川原		地番	22番1		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	V	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
作成年月日	平成24年2月			備付年月日(原図)	平成26年8月21日	補記事項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(神戸地方法務局八鹿出張所管轄)

令和8年5月8日

神戸地方法務局豊岡支局

登記官 [redacted]

公図写

縮小版

請求番号：11-3

(1/1)

登記年月日：平成12年3月15日

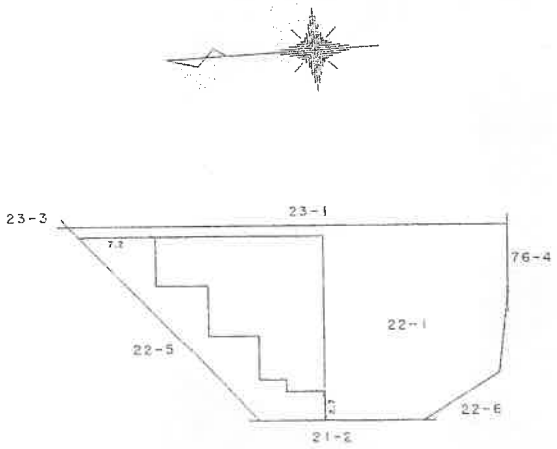
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（神戸地方法務局八鹿出張所管轄）
令和8年5月8日　神戸地方法務局豊岡支局
登記官

各階平面図

[redacted]

建物図面 1/2
各階平面図

家屋番号	22番1
建物の所在	朝来市和田山町 朝来郡和田山町久世田字中川原２２番地１



作製者	[redacted]	縮尺	1/
	（旭印刷納）		12年 3月 14日作製）

申請人	[redacted]	縮尺	1/500

321702

H 12、3、15

[redacted]

請求番号：11-4

登記年月日：平成12年3月15日

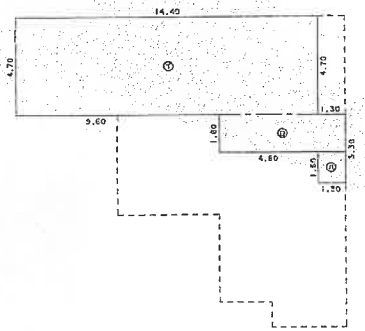
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（神戸地方法務局八鹿出張所管轄）
令和8年5月8日　神戸地方法務局豊岡支局
登記官

建物図面 2/2
各階平面図

[redacted]

家屋番号	22番1
建物の所在	朝来郡朝来町久世田字中川原22番地1

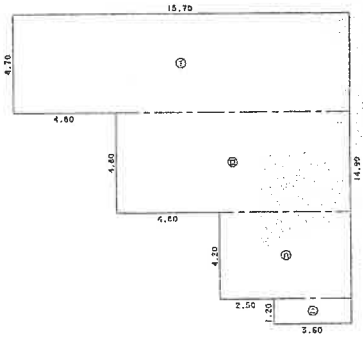
3階



求積表

⑦	4.70 × 14.40 =	67.6800
⑧	1.80 × 6.10 =	10.9800
Ⓐ	1.50 × 1.30 =	1.9500
合計		80.6100
床面積		80.61 ㎡

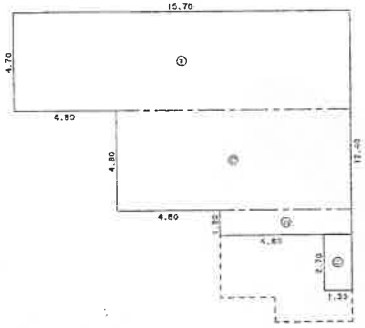
1階



求積表

⑦	4.70 × 15.70 =	73.7900
⑧	4.80 × 10.90 =	52.3200
Ⓐ	4.20 × 6.10 =	25.6200
Ⓑ	1.20 × 3.60 =	4.3200
合計		156.0500
床面積		156.05 ㎡

2階



求積表

⑦	4.70 × 15.70 =	73.7900
⑧	4.80 × 10.90 =	52.3200
Ⓐ	1.20 × 6.10 =	7.3200
Ⓑ	2.70 × 1.30 =	3.5100
合計		136.9400
床面積		136.94 ㎡

作製者	[redacted]	12年 3月 14日作製	縮尺 1/250	申請人	[redacted]	縮尺 1/250

（旭印刷納）

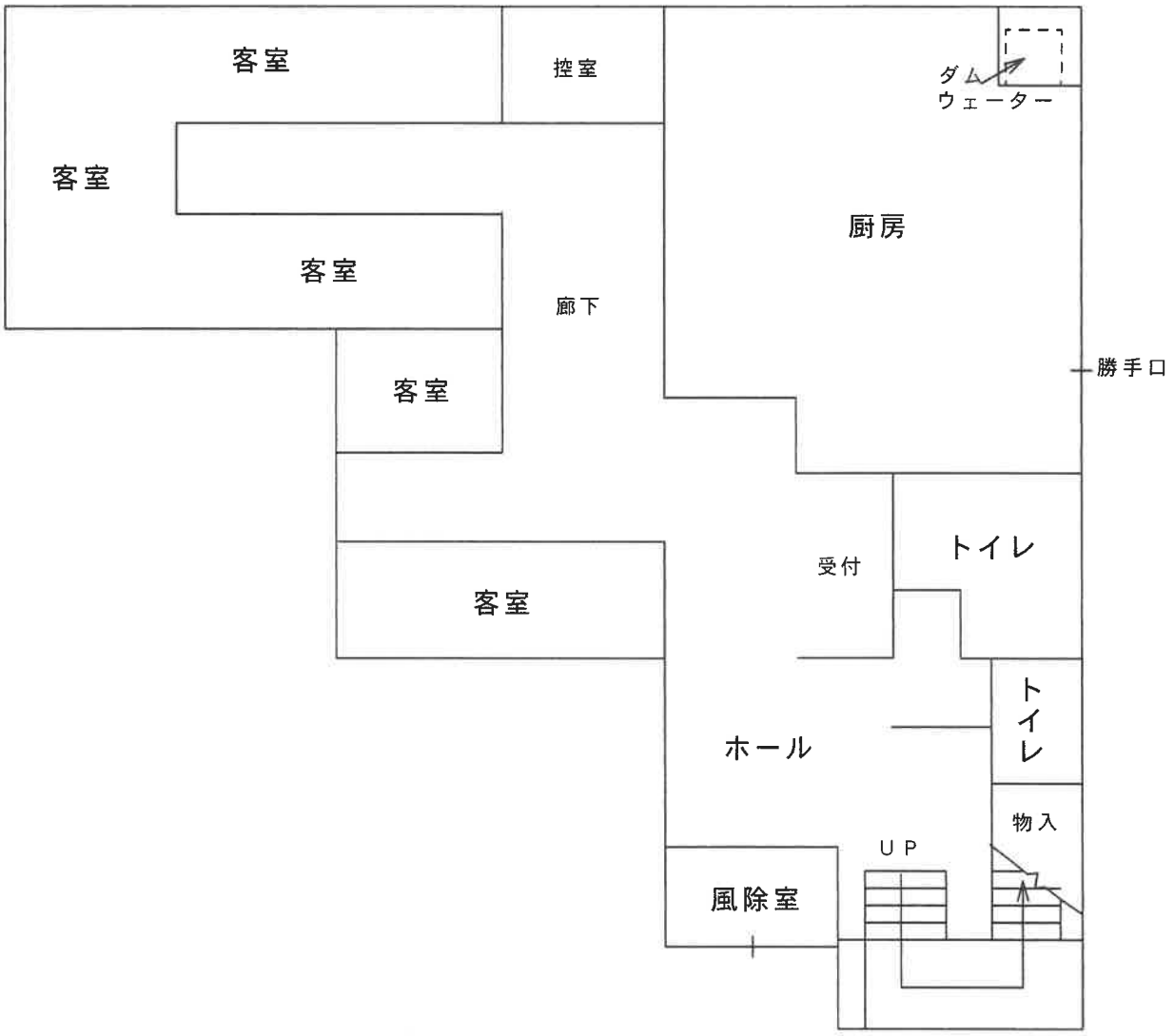
H 12 · 3 · 15

321703

請求番号：11-4　(2/2)

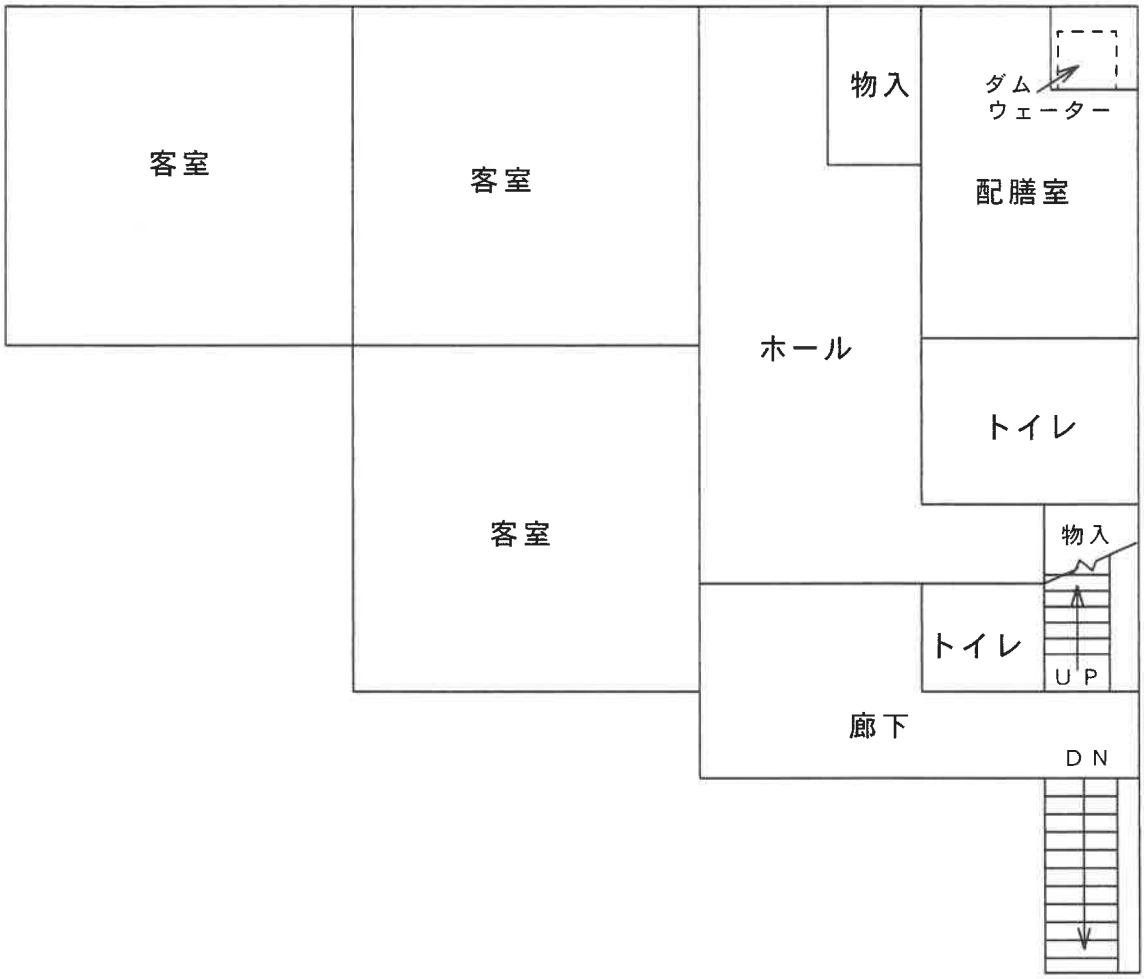
縮小版

1 階

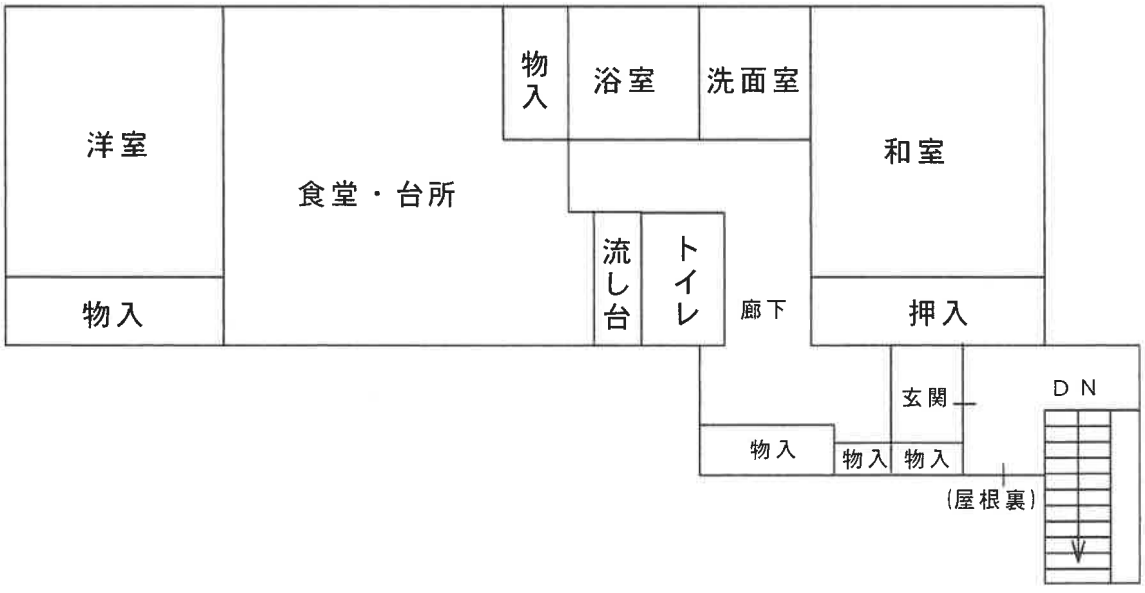


建物間取略図

2階


客室
客室
物入
ダムウェーター
配膳室
ホール
トイレ
客室
物入
トイレ
UP
廊下
DN

3階


洋室
物入
食堂・台所
物入
浴室
洗面室
和室
流し台
トイレ
廊下
押入
玄関
DN
物入
物入
物入
(屋根裏)

建物間取略図





現況写真